

## 議事（1）岡山県動物愛護センターの現状について

1 事務局から資料(p1～11)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

（1）奥田委員

資料4ページの「5 第1種取扱業登録件数及び業種別登録割合」及びの資料5ページの「6 特定動物の種類及び許可施設数」について、新型コロナウイルスの影響で減少したのか。推移を知りたい。

（事務局）

動物取扱業に関しては、事業者の件数は横ばい状態が続いている。コロナの影響で減少、増加したという傾向は今のところない。特定動物については、令和2年度の改正動物愛護管理法の施行により愛玩目的の新たな特定動物の飼養は禁止されている。今現在許可されているものは、法改正以前から飼養していた特定動物について、亡くなるまで5年ごとに許可を取り直すかたちになっているためである。このため、愛玩目的について、許可数が増えることはこの先ない。

（2）亀森委員

資料5ページの「6 特定動物の種類及び許可施設数」について、許可をしていないものが新たに見つかった場合の対応を知りたい。

（事務局）

法違反になるため、罰則がある。特定動物の収容場所がなくセンターで引き取ることはできないため、許可を取らせるなどの対応になると思われる。現段階でそのような事例はないため、県内で見つかった場合は、特定動物が逃走、また安易に殺処分されることのないように環境省などの関係機関と協力をしながら対策を考えていく必要がある。

（3）奥田委員

資料8ページの「9 犬・猫の譲渡数実績」について、団体譲渡の割合が大きく増加したとなっているが、県としては団体譲渡を増やしていく、また育成していく方向なのか。

（事務局）

団体譲渡を増やそうとは考えていない。センターに収容される動物は一般の方が飼えるような若くて元気で人馴れをしている状態の動物が少ない。収容される動物の6～

7割が人馴れをしていないため、ボランティア団体の手を借りているのが現状である。県としては一般譲渡が増えていくのが望ましいと考えている。

#### (4) 春名委員

資料5ページの「施設の立入指導」について、ブリーダーの方から岡山県動物愛護センターは施設の立入指導を行っているが、岡山市及び倉敷市は今まで1回も指導を行っていないのは不公平であり、法律に定めた指導を行わなければならないのではないかとの意見があったが、岡山市及び倉敷市はどう考えているか。

(岡山市)

まったく指導をしていないというわけではないが、現在の指導回数が十分ではないと感じている。原因としては、犬猫の収容及び苦情など、緊急かつ優先的なものの対応をしているためである。マイクロチップの装着義務などの法改正については事業者に対して文書等で情報提供を行っている。

(倉敷市)

かつては指導を行っていたが、現在はコロナの関係及び業務多忙のため、十分にできていないと思われる。

(春名委員)

ぜひ岡山市と倉敷市の件数を示していただきたい。

#### (5) 國近委員

資料3ページの「4 犬・猫の殺処分数と殺処分率」について、3種類に分類されているが、譲渡先の確保や飼養管理が困難なための殺処分数は令和3年度はゼロか。また、著しい攻撃性がある場合の殺処分が令和3年度はあったか。

(事務局)

令和3年度はどちらも該当はなかった。

### 議事(2) 岡山県動物愛護推進員の活動について

1 事務局から資料(p12~p13)に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

(1) 奥田委員

委嘱人数63名の内訳を教えてください。

(事務局)

令和3年度令和4年度どちらも市町村職員29名、獣医師10名、動物愛護団体会員14名である。

### 議事（3）岡山県動物愛護管理推進計画について

1 事務局から資料（p14～p16）に沿って説明。

2 委員意見及び事務局答弁

（1）奥田委員

資料 15 ページの「2 犬・猫の保護収容数」について、野犬を減らす対策としての保護により一時的に増加とあるが、野犬が増加しているのか。また、県の具体的な対策はあるのか。

（事務局）

野犬同士の繁殖を減らす対策を県、岡山市及び倉敷市は取り組んでいる。その結果が出たため、野犬を減らす対策としての保護により一時的に増加と記載した。

（岡山市）

野犬の頭数が把握できていないため、増減は分からない。野犬の捕獲対策としては、檻を設置し、餌やりさんを指導することで、檻に入りやすい環境を作っている。現在はボランティアの協力が大きく、犬の生態をよく知っているので、野犬が捕獲しやすい環境を作ってくれている。このことから、近年野犬の捕獲頭数が増加している。捕獲した犬は、ボランティアとともに人馴れするように訓練を行い、譲渡する事業を行っている。

（2）瀧本委員

犬の捕獲に関して、トラブルやクレームはあったか。野良犬を地域犬として飼うと言う地域の方がいると聞いたが、そのような話はあったか。

（事務局）

地域犬にすると言われる方もいる。だが、狂犬病予防法や県の条例で飼い主がいない犬については捕獲しなければならないと決まっている。猫に関しては、規則がないため、捕獲はできない。県では、捕獲に協力してくれるボランティアがなかなかいないため、捕獲器を使用しているのが現状である。トラブルとしては、捕獲できていないというのがほとんどである。かつては捕獲器を壊されるなどの被害があった。

（3）亀森委員

資料 16 ページの「3 犬・猫の殺処分率」について犬・猫の殺処分数に安楽死や病気で亡くなった場合も含まれているのか。

（事務局）

収容されたときに生かしておくのが可哀そうな場合や収容された後で病気により亡くなった場合も含まれている。

（亀森委員）

殺処分はほとんどされていないものだと認識していたがそうではないのか。

(春名委員)

殺処分ゼロというのは不可能である。

捕獲をしてセンターに収容するまでに亡くなった犬・猫については、殺処分の集計に入れないほうが良いのではないか。

(事務局)

資料3ページの「4 犬・猫の殺処分数と殺処分率」に記載している分類のとおり環境省で定められているため、従って統計するしかない。捕獲をしてセンターに収容するまでに亡くなった場合も、引き取り後なので、殺処分に該当する。

(春名委員)

環境省に問い合わせで分類を変えたほうが良いのではないか。但し書きを入れるなどの対応をしたほうが良いのではないか。

(事務局)

機会をとらえて環境省に話をしてみる。

#### (4) 瀧本委員

病気又は死亡の状態の猫が発見された場合、SFTS（重症熱性血小板減少症候群）などを考慮して対策をとっているか。

(事務局)

猫の場合、獣医師の感染報告があったりするので、収容されたときに黄疸があったり、血小板が低い猫は取り扱いに気を付けている。白衣と手袋は常に着用し処置を行っている。

(瀧本委員)

亡くなっている場合は、注意すべきかわからないと思うが、どうしているか。

(事務局)

取扱いに気を付けて、人間への感染防止のために触らないようにしている。

#### (5) 奥田委員

マイクロチップについて、動物愛護センターで一貫して市町村などに指導を行うのか。

(事務局)

狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例通知に手を挙げた岡山県内の市町村は一つもないのが現状である。全国的には関東地方や東北地方で手を挙げている市町村はいくつかあるが、中国地方では2件ほどであり、西日本はまだ少ない。県内の市町村に確認したところ、条例が間に合わないなどで条件が揃わず手が挙げられないとのことだった。条件が揃えば手を挙げると聞いている。県外の市町村で積極的に行っているところ

ろの情報を収集し、県内の市町村に情報提供を行いたいと考えている。ワンストップサービスを導入するかは県では判断せず、市町村に委ねている。

#### **議事（４）その他**

- 1 委員意見及び事務局答弁  
意見なし